

## セーフティネット保証4号の認定申請について

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入を希望される場合、市の「認定」を受ける必要があります。

### 注意点

- 1 認定申請先の市町村は、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地（※）の市町村です。  
※法人……登記上の住所地または事業実態のある事業所の所在地  
個人……事業実態のある事業所の所在地
- 2 認定書は、信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によってそのまま融資が実行されるものではありません。
- 3 令和5年10月1日以降の認定申請分から、セーフティネット4号（コロナ）に係る保証について、その資金用途が借換資金に限定※されます。  
※新規融資資金のみの取扱いを不可とするものであり、借換資金に新規融資資金を加えたものは可。  
※市制度融資の取扱いに変更はございません。同日借換えによる限度額の超過には、引き続きご注意ください。

### 認定要件

#### ■4号一① <新型コロナウイルス感染症以外の指定案件>

- 申請者が、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 国が指定した災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

#### ※4号一①

令和5年9月20日時点で、本市において対象となる災害等はありません。

#### ■4号一② <新型コロナウイルス感染症>

- 申請者が、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 国が指定した災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

## 認定要件の緩和（創業者等）

次の事業者（創業者等）の方は、認定要件が緩和されます。

### ■4号一③に該当する方

以下の要件を満たすこと。

- 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者、又は前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者であること。
- 最近1か月間の売上高等が、最近1か月間を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して20%以上減少していること。

### ■4号一④に該当する方

以下の要件を満たすこと。

- 前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者であること。
- 最近1か月間の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して20%以上減少していること。
- その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して20%以上減少することが見込まれること。

### ■4号一⑤に該当する方

以下の要件を満たすこと。

- 前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者であること。
- 最近1か月間の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、20%以上減少していること。
- その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。

## 手続きに必要な書類

4号一①、②、③、④、⑤ 共通

- 認定申請書 2部（市所定の書式）
- 売上高等明細表（市所定の書式）
- 月別の売上高等がわかる資料（任意書式）（例：確定申告の写し、売上台帳、試算表など）
- 法人…履歴事項全部証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）  
個人…直近の確定申告書の写し及び事業開始年月日を確認できる書類（例：開業届など）

認定には、申請書を提出してから2・3営業日かかります。

